

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起について

国内のみならず、世界規模で新型コロナウイルスによる新型肺炎の感染が広がっており、大きな脅威になっています。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、学生・教職員の皆さんに、以下のとおりご対応をお願いします。

【感染拡大予防】

新型コロナウイルスの感染は飛沫感染、接触感染が中心とみられており、閉鎖した空間において多くの人が密集するような環境では、咳やくしゃみなどがなくても感染を拡大させるリスクがあります。

- ・手洗い励行（接触感染の予防）
- ・咳エチケットのためのマスク着用（飛沫感染の予防）
- ・人混みを避けイベント等への参加の自粛
- ・健康状態の確認（体温測定等）

発熱等の風邪症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するようにしてください。体調不良時に登校、出勤しないことが感染拡大予防につながります。

【感染が疑われる場合】

相談・受診の前に心がけること

- ・発熱等の風邪症状が見られるときは、登校、出勤せず外出を控える。
- ・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

帰国者・接触者相談センターに相談する目安

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談してください。

（これらに該当しない場合も相談可能です。）

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方※で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関を案内されますので、マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

愛知県 帰国者・接触者相談センター一覧

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#callcenter>

【感染が判明した場合】

学校保健安全法に基づき、保健所等から指示された期間、大学への通学・出勤を停止する措置を講じることとします。感染が判明した場合には、速やかに以下の連絡先へ連絡してください。

学 生：学生・キャリア支援課 052-782-1936

教職員：総務課 052-782-1241